

令和5年 第7回 定例教育委員会 議事録

1 開催日時 令和5年7月27日（木）午後1時30分～

2 開催場所 豊見城市役所 4階 第1会議室

3 出席者

[委員]

教育長 教育委員3名

[事務局]

教育総務課長 学校教育課長 学校施設課長 生涯学習振興課長 文化課長
学校教育課参事

4 欠席者 2人

5 傍聴人 0人

6 教育長の報告の要旨 別添教育長業務報告

7 議題及び議事の概要 次のとおり

8 議決事項

豊見城市与根体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止について

豊見城市与根体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する
規則について

令和6年度使用小学校教科用図書採択について

令和6年度使用小・中学校特別支援学級用教科用図書採択について

令和5年（ネ）第64号損害賠償請求控訴事件における附帯控訴の提起について

豊見城市立中央図書館協議会委員の委嘱等について

豊見城市教育支援委員会委員の委嘱について

豊見城市立学校運営協議会委員の委嘱等について

豊見城市中央図書館報（第9号）の報告について

教職員（管理職）の人事異動について

9 教育長又は会議において必要と認める事項

◎ 会議の要旨

<p>教育長</p>	<p>それでは皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、これより令和5年第7回定例教育委員会を開催します。</p> <p>それでは、日程第1の会議録署名委員の指名であります。本日の会議録署名委員に大城委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>続いて日程第2の会期日程ですが、1日としてよろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは会期日程を1日といたします。</p> <p>本日の議題ですが、お手元に配付しております議事日程に沿って進めてまいります。</p> <p>続きまして日程第3の議題に入ります。教育長の業務報告についてです。令和5年6月26日から7月26日までについては、資料のとおりとなっております。本日は紙面にてご報告とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>続いて、日程第4の議題13号 豊見城市与根体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止についてであります。事務局よろしくお願いいたします。</p>
<p>生涯学習振興課長</p>	<p>生涯学習振興課の大城です。議案第13号及び議案第14号につきましては、豊見城市与根体育施設の設置及び管理に関することとなっておりますので、一括してご説明したいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>過去6回条例廃止について提案してきた、豊見城市与根体育施設について今回、再度条例廃止及び施行規則の廃止を提案したいと思います。</p> <p>提案理由としましては、与根体育施設の設置地において土地区画整理事業の施行に伴って、土地利用の変更を行うため、条例を廃止する必要があるがございます。それに伴い施行規則も廃止する必要があるがございます。現在、与根体育施設につきましては、フェンス、管理棟とも撤去され、安全・安心に利用できない状況のこと、また、与根西部土地区画整理事業の進捗状況や、同地区の将来的な土地利用を勘案し、条例廃止を考えております。説明は以上でございます。</p>
<p>教育長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま議案第13号及び第14号について説明がございました。これについてご質問がありましたら、委員の皆さんお願いします。大城委員どうぞ。</p>
<p>大城委員</p>	<p>体育施設の条例廃止をしなければ、工事がスムーズに進行しないとい</p>

	うこの理由だったかと思うんだけど、それでいいのかな。
教育長	事務局、お願いします。
生涯学習振興課長	お答えします。土地区画整理事業に関しましては、道路整備事業共に進んでおります。今現在、与根体育施設の除却も既に行っておりますので、それに伴って将来的な土地利用のほうの推進に伴ってそれを条例廃止しないと前に進まないということになっていきますので、例えば、行政財産から普通財産に土地を変更しないと、それが使用収益が伴わないということでもありますので、それに伴って今回、条例廃止をして普通財産に戻していきたいと考えております。
教育長	議案13、14に関して、ほかにございませんか。
大城委員	特にございせん。
教育長	はい、ありがとうございます。 それでは議案第13号及び第14号 豊見城市与根体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止については、提案どおり決定ということで進めさせていただきます。よろしくお願いします。 つづいて日程第6の議案第15号 令和6年度使用小学校教科用図書の採択についてであります。事務局、説明をお願いします。
学校教育課長	学校教育課、金城です。議案第15号 令和6年度使用小学校教科用図書の採択についてでございます。 提案理由です。豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第1項第1号により、教科書採択する必要がございます。これが本案を提出する理由となっております。 次のページをお願いします。令和6年度の使用小学校教科用図書の協議結果について答申を受けております。採択地区が教科用図書島尻採択地区協議会となっております。国語、光村図書出版株式会社、書写、光村図書出版株式会社、社会、教育出版株式会社、地図、株式会社帝国書院、算数、東京書籍株式会社、理科、教育出版株式会社、生活、教育出版株式会社、音楽、教育出版株式会社、図画工作、日本文教出版株式会社、家庭、開隆堂出版株式会社、保健、株式会社光文書院、外国語、光村図書出版株式会社、道徳、東京書籍株式会社となっております。この答申のとおり採択したいと思っておりますので、ご審議のほうよろしくお願いします。
教育長	はい、ありがとうございます。ただいま教科用図書の採択地区協議会の決定の結果についての報告がございました。委員の皆さん、ご質問がございましたらお願いします。大城委員。

大城委員	これ地区協議会で決定しているわけですか。
学校教育課長	はい。
大城委員	はい、いいと思います。
教育長	宮城委員どうぞ。
宮城委員	今年度までの使用教科用図書で、令和5年度までに今現在使っている教科書と令和6年度使用の教科書で発行社名が違う教科ってありますか。
教育長	事務局お願いします。
学校教育課長	学校教育課です。変わる教科は幾つかございます。紹介しますと、国語が東京書籍から光村になります。
宮城委員	後ろにありますね。失礼しました。裏に令和2年から5年度使用図書があります。そこを確認すればいいですね。失礼しました。ありがとうございます。
教育長	よろしいですか。大城委員どうぞ。
大城委員	ちょっと教えてほしいんですが、英語はこれまでとは違ってこの評価で数値化するんですかね。英語の成績は。5段階評価。評価があるので4、3、2、1付けているのかどうか。
学校教育課長	教科書の採択についてですか。
大城委員	教科書もあるんだけど、成績として5、4、3、2、1の数値化するのかなと思って。これは分からない。
学校教育課長	すみません。教科書採択とはまた別のですので、すみません。ここではちょっと。
下條委員	評価化されている英語というのは、教科化されているんですか。
学校教育課長	5、6年生は教科化されていますね。
教育長	ではよろしいでしょうか。大丈夫ですか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	はい、ありがとうございます。それでは、令和6年度使用小学校教科用図書の採択については、提案どおり決定して進めたいと思います。よろしくお願いします。 続いて、日程第7の議案第16号 令和6年度使用小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択についてであります。事務局、説明をお願いします。
学校教育課長	引き続き学校教育課です。提案理由をお願いします。豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第1項第11号により、教科書を採択する必要がありますので、本案を提出しております。

	<p>す。</p> <p>次のページをお願いします。特別支援学級で使用する教科用図書についてでございます。令和6年度使用特別支援学級用の教科用図書、児童生徒の障害の種類及び程度により、特別な教育課程を編成しておりますが、教科書については表にあります3つのケースがございます。1点目は、文科省検定済教科書でございます。2点目は、当該学年障害種別用の文部科学省著作教科書いわゆる「☆（ほし）本」でございます。さらにどちらも使用することが適当でない場合は、3番目でございます、学校教育法規則第9条教科用図書として採択を行う必要がございます。こちらは加えて一般図書となっております。図書リストについては次ページ以降添付しておりますが、実際に配布する教科書については、対象児それぞれの習熟度等を勘案して選定されます。幅広く対応できるよう、採択については別添リストの教科書全てを採択いただきたいと思います。よろしくをお願いします。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。ただいま小・中学校用特別支援学級用教科用図書の採択について、説明がございました。ご質問がありましたらお願いいたします。大城委員どうぞ。</p>
大城委員	<p>分からないので教えてほしいんですが、特別支援学級の子どもたちは、能力差が大きいと思うんだけど、子どもに合った教科書を使うとして、同じ学級でこの図書を選んだときに違うのが出てくるんですか。</p>
教育長	<p>事務局をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>それぞれの児童に応じて選択できるものです。</p>
教育長	<p>ほかに。下條委員どうぞ。</p>
下條委員	<p>こちらは小学校の今話をされたと思うんですが、中学校の教科書なんですけれども、先ほどのものでは小学校の資料しか、通常の特別支援対象ではない子たちのものの資料の中学校はありますか。</p>
学校教育課長	<p>先ほどの議案のものですか。</p>
下條委員	<p>はい。</p>
学校教育課長	<p>中学校は1年ずれてまた次の次年度になります。</p>
下條委員	<p>ありがとうございます。</p>
教育長	<p>今年度に関しては小学校使用教科書についてであります。小学校だけです。</p>
学校教育課長	<p>今の議案で挙げているのが、今度特別支援学級の子たちが選べるようにということで挙げさせてもらっています。</p>

下條委員	基本的に同じ教科書を使うのは、多分支援学級の子たちは移動したりとか通常に戻ったりとか、合同学習とかで使ったりするので、基本的に同じ教科書がとられているのと、あとプラスアルファで個に応じて対応できるような、たくさん幅広く認めたほうがいいということで理解してよろしいでしょうか。
教育長	事務局、お願いします。
学校教育課長	プラスアルファではなくて、やっぱり配布される教科書というのは1冊という決まりがありますので、まずほかの子と同じような教科書が選ばれている理由としては、その教科書について行けるということであればこれでもよろしいですし、あるいは学年をずらすということも認められておりますので、その辺でその教科書も特別支援学級用の教科書の中で選べるよというふうにもなっています。
下條委員	分かりました。
教育長	よろしいですか。大城委員どうぞ。
大城委員	課長にちょっと質問だけども、この障害のある子どもは教科書が違った、こういう経験私はあるんだけど、支援学級の教科書というのは前からありました。
教育長	事務局どうぞ。
学校教育課長	昔10年前にいたんですけれども、その頃から「☆ほし本」もございましたし、一般図書の扱いもその当時からも認められていたので、結構前からある制度だと思います。
大城委員	はい、わかりました。
教育長	これについては大丈夫でしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは日程第7の議案第16号 令和6年度使用小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択については、提案どおり決定ということで進めてまいります。よろしく申し上げます。 続いて、日程第8の議案第17号 令和5年(ネ)第64号損害賠償請求訴訟事件における附帯控訴の提案についてであります。事務局よろしく申し上げます。
教育総務課長	教育総務課、赤嶺です。すみません。議案第17号についての表題のほうについては、付帯控訴の提起についてということで修正させていただきます。こちらの提案理由といたしましては、地方自治法第96条第1項第12号の規定及び豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部の委任等に関する規則第2条第3号の規定に基づき本案を提出しております。

	<p>続いて2枚目のほうになります。議案第38号につきましては、8月2日に予定されている7月臨時議会に提出する議案となっております。附帯控訴の提起についてということで、福岡高等裁判所那覇支部に附帯控訴を申立てるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものとなっております。</p> <p>次のページにつきましては、議案の説明内容となっております。後ろのほうをご覧ください。1番目、令和5年（ネ）第64号損害賠償請求訴訟事件についてということで、令和5年4月1日に児童の保護者が第一審の判決を不服として、福岡高等裁判所那覇支部に控訴を提起しております。控訴状の内容につきましては、市に対し第一審の請求額7,830万円余りが本件において、独立行政法人日本スポーツ振興センターが支払った死亡見舞金2,800万円余りと、第一審が認めた市が支払う44万円を控除した4,989万円余りの支払を求める内容となっております。附帯控訴につきまして民事裁で控訴人から申し立てた第一審判決に対し、その控訴に不随して被控訴人のほうから控訴を提起することができます。今回、控訴人から控訴が提起されたことにより、裁判所は第一審の判決を再度整理することとなります。控訴人は市の責任が認められた部分44万円を超える部分について審議するよう求めています。これに対して市は応訴し、市の見解を主張することとなります。市は第一審と同様の主張を行うこととなりますので、附帯控訴を行うことで第一審と同様に請求はこの全てについて再審議を求めるものであります。3番目、議案提出理由ということで7月臨時議会に提出する理由としては、附帯控訴については、口頭弁論の終結に至るまでに行うことができますが、口頭弁論については、まだ初回期日が決定しておりません。控訴訴訟については、第一審において審議がなされているため、短期間で終結する場合があります。初回の口頭弁論でさらなる審議を要しないと判断した場合には、同期日にて終結する可能性があることから、早期に提出する必要があります。控訴については地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める必要があることにより、早急に議決を得る必要があります。そのため、今回の7月臨時議会にて議会の議決を求めるものとなっております。説明については以上となります。</p>
教育長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明がありました。これに関しましてご質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。宮城委員どうぞ。</p>
宮城委員	<p>結構分からないので質問します。この死亡見舞金とか、あるいは市が</p>

	認めて市が支払う44万円という金額が提示されていますよね、その金額というのは全ての結審した後に、そういう金額というのが本人宛に支払われるんですか。それとももう既に死亡見舞金とか、そういうものは本人宛に支払われているということなんですか。その上での4,989万円余りをさらに支払うということなんですか。
教育長	事務局お願いします。
教育総務課長	スポーツ振興センターが支払ったという部分に関しては、第一審の際にも既に支払い済みの内容となっております。市が支払う部分ということにつきましては、第一審の判決で出た内容でありまして、控訴審でまた判決内容によってはこちらのほうの金額について変わる可能性があります。
宮城委員	はい、分かりました。ありがとうございます。
教育長	よろしいですか。大城委員どうぞ。
大城委員	ちょっと分からないので教えてほしいのですが、これはどんな事故だったんですか。
教育長	豊崎小学校の自殺の件です。
大城委員	なるほど分かりました。
教育長	一審が不服なので原告のほうがもう一度控訴するということです。
大城委員	分かりました。
教育長	大丈夫でしょうか。それでは、日程第8の議案第17号 令和5年（ネ）第64号損害賠償請求訴訟事件における附帯控訴の提訴については、提案どおり決定ということで進めてまいります。ありがとうございました。 続いて、日程第9の同意案第25号から日程第15の同意案第31号 豊見城市立中央図書館協議会委員の委嘱について、以上7件を一括して議題に供します。事務局、説明お願いいたします。
生涯学習振興課長	生涯学習振興課の大城です。同意案第25号から同意案第31号までの豊見城市立中央図書館協議会委員の委嘱等についてご説明いたしたいと思っております。よろしく申し上げます。 図書館協議会委員の任期につきましては、豊見城市図書館設置条例第5号にて2年間となっております。前回の委員が任期満了となり新たな委員の委嘱について同意が必要となっておりますので、ご説明いたしたいと思っております。 お手元の令和5年度図書館協議会について、資料でご説明いたしたいと思っております。よろしいでしょうか。

教育長	休憩します。
	休 憩 (13時54分) 再 開 (13時58分)
教育長	再開します。事務局お願いします。
生涯学習振興課長	<p>今、配付された令和5年度図書館協議会についてご説明したいと思います。同意案のほうと順番が異なっていますので、左側に振られている番号にてご説明したいと思います。</p> <p>まず同意案25号、與那覇正樹委員ですけれども、役職が長嶺中学校校長となっております。選出区分につきましては、学校教育関係者でございます。選出理由につきましては、市内校長会中学校からの代表ということとなっております。</p> <p>次に、同意案第26号でございます。浦添正光委員でございますけれども、役職につきましては琉球大学元非常勤講師、選出区分につきましては学識経験者である者となっております。選出理由につきましては、平成24年度から協議会委員に就任しております。令和3年度には図書館の基本計画策定委員としてもご尽力を尽くしております。</p> <p>次に、同意案第27号でございます。平良真也委員でございます。役職は長嶺小学校の校長先生でございます。選出区分は2番の学校教育の関係者でございます。市内校長会小学校からの代表となります。</p> <p>次に、同意案第28号でございます。嘉数浩委員、役職としましては豊見城市自治会長会副会長でございます。市内48の自治会長の代表で協働のまち推進課からの推薦でございます。</p> <p>次に、同意案第29号でございます。坂口悦子委員、役職といたしましては、伊良波小学校の司書でございます。中央図書館学校図書館の司書経験を持ち、児童生徒への読書活動を促進し、学校の連携強化を図ることが選出理由となっております。区分としましては社会教育の関係となります。</p> <p>次に、同意案第30号でございます。藏根美智子委員、前放送大学客員准教授でございます。区分としましては社会教育関係でございます。選出理由としましては、学校長退職後も司書官をはじめ、社会教育関係に携わり、現在、県教育委員を務めております。</p> <p>最後に、同意案第31号でございます。大城稔委員、役職は社会福祉協議会事務局長でございます。区分といたしましては、家庭教育の向上に資する活動を行うものとなっております。選出理由としましては、利用者に対してサービスの充実に努めるために、多様な利用者及び市民の利</p>

	用を促進することから選出理由となっております。以上、同意案25号から31号までのご説明を終えたいと思います。以上でございます。
教育長	ありがとうございました。ただいまご提案をいただきました、図書館協議会の委員の皆さんの紹介がありました。これに関しましてご質問がございましたら委員の皆さんよろしくお願ひします。下條委員どうぞ。
下條委員	すみません、質問ではないんですけども、ちょっと今履歴書とか読ませていただくしかないと思うんですけども、履歴書のところの学歴に関してなんですけれど、多分統一されていないくて、大学と大学院があると思うんですけども、大学の場合は卒業で、大学院とか研究家の場合は修了がいいのかなと思ひまして、なので今見ていたらちょっとなので、そちらの書き方をちょっと統一されたほうが見やすいのかなと感じました。以上です。
生涯学習振興課長	ご提案、ありがとうございます。修正いたしたいと思ひます。
教育長	ありがとうございます。
下條委員	修了と卒業がちょっとごっちゃになっていて、学部段階では卒業かなと、大学院のほうの場合は修了というふうに書いたほうが、通常そうなのかなというふうには感じております。ちょっと分かんないんですけども、様式があるかもしれません。
教育長	はい、ありがとうございました。そのほかございませぬか。大城委員どうぞ。
大城委員	皆さん、肩書が非常にいいな、みんなそれぞれいると思うんですけども、意見としてこの図書館協議会のメンバーにPTA関係者もいたほうがいいんじゃないかなと。そしたら家庭教育の向上に資する活動を行うものに該当するのかなと思うんですけども、みなさん何かやりすぎじゃないかなと。見ているとね。やりすぎというもの失礼だけども。藏根さんよりもPTA関係の人たちのほうが身近な図書館の意見が出てくるんじゃないかなと、私の個人的な意見としてちょっと言っておきます。
教育長	ご意見ありがとうございます。その他ございませぬか。大丈夫でしょうか。それでは、日程第9の同意案第25号から同意案第31号までの豊見城市立中央図書館協議会委員の委嘱については、提案どおり決定して進めてまいります。よろしいでしょうか。大城委員どうぞ。
大城委員	今回のはいいと思ひますけれども、次回は私が言ったのをちょっと参考にしてほしいなと思ひます。意見は。

教育長	<p>ご意見ありがとうございます。事務局よろしく申し上げます。</p> <p>それでは提案どおり決定ということで進めさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>続いて、日程第16の同意案32号から日程第23の同意案第39号 豊見城市教育支援委員会委員の委嘱について、以上8件を一括して議題に供します。事務局、説明をお願いいたします。</p>
学校教育課参事	<p>学校教育課、吉田です。同意案第32号から39号までについて説明させていただきます。</p> <p>豊見城市教育支援委員会委員の委嘱についてということで、下記の者を豊見城市教育支援委員会に委嘱したいので、豊見城市教育支援委員会条例第4条及び豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任に関する規則第2条第1項第7号に基づき、教育委員会の同意を求めます。</p> <p>提案理由としましては、豊見城市教育委員会委員が令和5年8月15日をもって任期を満了することに伴い、豊見城市教育支援委員会委員を委嘱する必要があるということで提出しております。</p> <p>32号ですが、當間朝成氏になります。こちらは規則にある委員の第4条のほうになりますが、市内の小中学校校長のカテゴリーになります。</p> <p>続きまして第33号、伊井秀治氏ですね。こちら第4条のカテゴリーでいいますと、伊良波中学校の校長先生になります。</p> <p>第34号、大城綾子氏ですが、島尻特別支援学校の教諭となっております。</p> <p>第35号、上村俊介氏です。上田小学校の教諭となっております。</p> <p>第36号、平良ひろえ氏ですが、長嶺小学校の教諭となっております。</p> <p>第37号、安座名有里氏です。座安小学校の教諭となります。</p> <p>第38号、下地恵氏、豊見城小学校の教諭となっております。</p> <p>第39号、知念由香里氏、ゆたか小学校の教諭となっております。今回の8提案の8名は新規のみの提案となっております。委員は令和5年度は20名おりまして、新規が8名、継続が7名、再任が5名ということで構成されているところになります。以上、よろしく申し上げます。</p>
教育長	<p>はい、ありがとうございます。今回は新規についての承認ということですね。大丈夫でしょうか。</p>
学校教育課参事	<p>はい、そうです。</p>
教育長	<p>それでは委員の皆様、ただいま提案がありました8名の新規の委員について提案がありました。ご質問がございましたらよろしく申し上げます。下條委員どうぞ。</p>

下條委員	新規の方々、トータルで20名ほどいらっしゃるということだったんですけれども、こちらの第4条の教育支援委員会規則のところ、第4条の1に、医師と書かれているんですけれども、この20名の中に医師もいらっしゃいますか。
学校教育課参事	今回新規の方に医師はいらっしゃらないんですが、再任の方で具志クリニック委員長の具志一男先生という方がいらっしゃいます。
下條委員	ありがとうございます。特別支援の中でも医療的ケアが今後必要と思うので。
学校教育課参事	この1から5番のカテゴリーを全て入っております。
下條委員	ありがとうございます。
教育長	はい、ありがとうございます。ほかはございませんか。宮城委員どうぞ。
宮城委員	第3条に委員会は委員30名以内で組織するとあるんですが、今現在は20人ということですが、この10人の幅についてどのように。
学校教育課参事	担当から説明を受けまして、昨年度までは20名という規則だったそうなんですけど、改定で30名にしたということです。理由は特別支援学校那覇みらいが増えたということと、これまで市内11小中学校の先生方全て20名越しちゃうということで、ただいな場合に支援委員会を持つときに、非常に説明を聞くのを次回に持ち越したりとか、非常に不都合だったということで、30名枠に広げてそこら辺は豊崎とかも出てきますの、枠を30名に増やしたというふうに聞いております。
宮城委員	今度30名にしたということですか。
学校教育課参事	今年度は20名で構成されているということになります。
宮城委員	今のような理由説明の内容については、実際に過去関わっている者としては、確かに今説明されている懸念される部分があったのかなと思いますので、分かりました。ありがとうございます。
教育長	進めてよろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは、日程第16の同意案第32号から同意案第39号 豊見城市教育支援委員会委員の委嘱については、提案どおり決定ということで進めさせていただきます。よろしくお願ひします。 続きまして、日程第24の承認第9号 豊見城市立学校運営協議会委員の委嘱についてであります。事務局、説明をお願いします。
学校教育課参事	続きまして、学校教育課、吉田のほうで説明します。承認第9号 豊見城市立学校運営協議会委員の委嘱について、豊見城市教育会の権限に

	<p>属する事務の一部委任等に関する規則第4条の規定により、別紙のとおり臨時代理を行ったので、同条後段の規定に基づき、教育委員会に報告し、その承認を求めます。</p> <p>提案理由としましては、当該事案については、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第1項第7号の規定において、教育委員会の議決事項とされているところであるが、緊急を要し、教育委員会に付する暇がないと認められるため、同規則第4条の規定により、別紙のとおり臨時代理を行ったので、同条後段の規定に基づき、教育委員会に報告し、その承認を求めます。お願いします。</p> <p>学校運営協議会委員の推薦ということで、一覧表があるかと思いません。座安小学校の委員になりますが、まず今年度の令和5年度は、学校運営協議会を設置している学校は、座安小学校のみになりますので、この1校の委員の方々になります。人数に関しては10名を上限としているところですが、座安小学校は7名の方を委嘱するということになっております。</p> <p>まず1番目、赤嶺千春氏ですが、PTA会長ということになっております。</p> <p>ナンバー2番目です。仲村悟氏、PTA副会長という立場になります。</p> <p>ナンバー3番、神里朝子氏、市の地域コーディネーターということになります。</p> <p>ナンバー4番です。仲田英安氏、外部学校支援団体の立場ということで一般社団法人UTTの理事を務めていらっしゃいます。</p> <p>ナンバー5番、上原直彦氏、豊見城市商工会会長となっております。</p> <p>ナンバー6番、當銘立男氏、元PTA会長の立場になります。</p> <p>ナンバー7番、當間達巳氏、元PTA役員という立場になります。提案理由でも申し上げましたが、委嘱式が7月20日にございましたので、このような提案になっております。以上、よろしく願いいたします。</p>
教育長	<p>はい、ありがとうございました。ただいま豊見城市立学校運営協議会委員の委嘱について、座安小学校についてご説明がございました。これに関しましてご質問がありましたらお願いします。大丈夫でしょうか。下條委員どうぞ。</p>
下條委員	<p>今の座安小学校が学校運営協議会というのが始まっているみたいなんですけれども、ほかの学校さんにはどういう感じで。</p>
学校教育課参事	<p>今年度は正式なスタートは座安小のみになるんですが、次年度もぜひ</p>

	立ち上げたいというのが長嶺中学校のほうの手を挙げておりまして、今年度予算は手当てされていないところなんです、内容的には次年度に備えて試験的ということとはまた違うか分かりませんが、学校運営協議会の内容で進めているところになります。以上です。
下條委員	ありがとうございます。
教育長	はい、ありがとうございます。ほか大丈夫でしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>それでは、日程第24の承認第9号 豊見城市立学校運営協議会委員の委嘱については、提案どおり承認ということで進めてまいります。よろしくをお願いします。</p> <p>続いて、日程第25の報告第4号 豊見城市中央図書館報(第9号)の報告について、事務局の説明をお願いします。課長のほうからよろしいでしょうか。お願いします。</p>
図書館長	<p>まずは館報がお手元に届いているかと思うんですけども、全部説明しますと1時間以上かかってしまいますので、本日は皆様のお手元にお配りしてあります、データで送っています豊見城市立中央図書館レポートをご覧になってほしいと思います。中央図書館レポートの修正バージョンが届いていますでしょうか。これに2冊ほどほぼ集約しておりますので、これでもってご説明をしたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>まずこれは過去令和4年度のレポートですね。真ん中のほうの数字22万2,790冊が令和4年度の冊数でございます。大きく変わっていますが、右側にあります開館日数です。昨年度、私たちは図書館のシステムの入替え、それから学校図書館との連携ということで、17日間休館をいたしました。それで開館日数が令和3年度よりも10日間短くなっております。それからその下の年間貸出利用者数、これがほぼ例年通りになっております。そして昨年度、このモニターのほうは来館者数です。来館者数が昨年1年間で14万3,083人、これが昨年度よりもその令和3年度よりも2万人増えたということになっております。これまで3年間コロナの中でも、一応私たちは対策を取りながらほとんど休館をしていなかったもので、その分は利用者のほうから図書館に行くことと安心・安全だということがありまして、利用が多かったのかなと思っています。</p> <p>それと1階の大集会室ですね、そこも学習室としてほぼ毎日開放しております。それとこの来館者数ですけども、ほぼ確実な数字だと思っています。実は中央図書館は入口と出口を分けておりますので、来館</p>

	<p>する人数が確実にカウントされています。それと1階文化課のほうから上がって来た場合は階段ですので、まず下りて行きますね。そこの来館者のところでは2で割っております。ですから確実な数字だと思っております。あと表は蔵書分類表です。私たちの資料構成になっております。</p> <p>それが1ページです。次のページをご覧ください。次のページは地区別の登録者数です。これが校区ごとのほうが分かりやすいかと思ひまして、校区ごとの集計を出しております。長嶺中校区がいつも遠いなと思っていたところなんですけれども、少しずつ長嶺中校区も伸びてきたかなというのがあります。あとは、とみぐすく電子図書館ですけれども、電子図書館は毎年2年ごとに私たちが買っているものが期限が切れるものがありますね。それで蔵書的にその維持をするために毎年200万円ずつ予算を組みながら3,000から4,000台ほど確保することで毎年清書をしています。この電子図書館で最近、昨年度のまとめを見ますと、一般書の伸びが増えてきました。一般書といいますと、つまりそこでの利用者を見ますと大体30代から50代、約60代ぐらいまでの利用者の数が増えてきたということが見えまして、200万円の予算を有効に活用しながら、また皆様の利用に応じた本を購入していく形をとっていきたいと思います。私のほうからは以上、簡単なお説明ですけれども、館報のほうで1件だけ説明したいと思ひます。</p> <p>館報の17ページを開けていただきますでしょうか。そこの今年度の図書館行事の計画ですけれども、一番下の22番目のほうにブックスタートと出ています。これが昨年度から始まりまして順調に開始をしております。10か月健診と1歳半の健診の際に、中央図書館から出向いて庁舎のほうで本を紹介する。このブックスタートの本も約30種類ぐらいあります。それを全部購入して予算付いていますので、それを保護者の皆さんが選んで1冊ずつプレゼントをしているということで、これも月2回順調に行っています。私のほうからは以上ですけれども、ご意見等がありましたらよろしくお願ひいたします。</p>
教育長	<p>はい、館長ありがとうございました。ただいま非常に分厚いものを2枚にまとめていただいて説明させてもらいましたけれども、委員の皆様からご質問、これだけは聞いておきたいなということがございましたらお願ひします。下條委員どうぞ。</p>
下條委員	<p>ご説明ありがとうございました。コロナの安定しないこの社会状況の下、こんなに増えて、来館者とかすごい数字を出していただいている努</p>

	力をすごく大変だったかと思います。また市民の本のリクエストにも迅速に対処をしていただくということを聞いております。私はちょっとすごく基本的な質問なんですけれども、ここに挙げられている資料構成中のYAとかHSについて、ちょっと説明いただけるかなと思います。
教育総務課長	これは図書館の用語になります。失礼いたしました。YAはヤングアダルトですね。要するに中高生向けの本であります。HS資料というのはハンディキャップです。それを資料ですので拡大絵本など、そういうものを全部、またこれ備品も私たちリーディングトラッカー、見やすいようにする。拡大等はもちろんですけれども、そういうのも全部準備しています。そういう備品も一応貸出をしております。
下條委員	ありがとうございます。
教育長	はい、ありがとうございます。大城委員どうぞ。
大城委員	図書館の資料ですね、いつもよく丁寧にまとめているなと思っていつも感心しています。どうもご苦労さまです。以上です。
教育長	宮城委員どうぞ。
宮城委員	2人の委員のほうからもありましたけれども、中央図書館としての地域とどう関わっていくかという部分で、様々な図書館の行事であったり、それも今行われている行事にそのまま乗っかっているのではなくて、やっぱりどうやって来館者を増やすとか、どうやって図書を子どもたちに伝えるとか、そういうこともひっくるめて新しいアイデアを館内で出し合っているなって、いろんなミーティングも恐らく充実しているんだろうなっていうその背景になるものが、この資料を通して見えてきました。近くにいる私はなかなか図書館に行かず、孫を連れてたまに行くんですけども、やはりコロナのいい面だと思うんですが、入口と出口が分かれているという今後も多分そのまま続けられると思うんですけども、それもいいほうに利用されているなということを含めて、本当に日々の図書館として職員の皆さんの、いかに市民のために外部から来るお客さんもいると思うんですが、どうしていこうかというところの部分で常にこれまでのまとめの中でも見えてきているということで、すごく感謝しています。今後ともよろしく願いいたします。
教育長	ありがとうございます。よろしいですか。それでは、日程第25の報告4号に関しましては、報告ということで終了させていただきます。ありがとうございました。 それでは休憩します。
	休 憩 (14時27分)

	再開 (14時32分)
教育長	再開します。
	(日程第26 同意案第40号 音声なし)
	(その他報告 反訳なし)
教育長	それでは最後に、次回の定例会教育委員会の日程について、事務局の説明をお願いします。
教育総務課長	次回の定例会教育委員会の開催日は令和5年8月28日月曜日、1時半からの予定となっております。来月通知文を発出しますので、ご参加のほうをよろしく願いいたします。
教育長	それでは、これもちまして令和5年第7回定例会教育委員会の全日程を終了いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

(署名欄)

教育長 瀬長盛光

教育委員 大城安司